

料 金 表 【 短 期 入 所 生 活 介 護 】

【個室】

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用に係る費用	5,840円	6,520円	7,220円	7,900円	8,560円
2	うち介護保険より給付される額	5,256円	5,868円	6,498円	7,110円	7,704円
3	サービス利用に係る自己負担額	584円	652円	722円	790円	856円
4	夜勤職員配置加算(I)	13円 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること				
5	サービス提供体制強化加算(I)	18円 介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算				
6	加算合計額	31円 日常にかかる加算額の合計				
7	サービス利用に係る自己負担合計額 (3+6) (基本日額)	615円	683円	753円	821円	887円
8	療養食加算	8円 (該当者のみ: 1食) 医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算				
9	若年性認知症利用者受入加算	120円 (該当者のみ: 1日) 初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算				
10	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 (該当者のみ: 1日、7日限度) 医師の判断で認知症等により在宅での生活が困難と判断された場合の緊急入所の場合				
11	送迎加算	184円 (1回) 送迎をご利用の際の料金				
12	介護職員処遇改善加算 I	(サービス利用に係る自己負担合計額(11)+その他該当加算額) × 8.3% 「介護職員処遇改善加算 I」				
13	食事に係る費用 (日額)					
	負担段階第1段階	300円				
	負担段階第2段階	390円				
	負担段階第3段階	650円				
14	滞在に係る費用 (日額)					
	負担段階第1段階	320円				
	負担段階第2段階	420円				
	負担段階第3段階	820円				
15	【(サービス利用に係る自己負担合計額(7)+その他該当加算額) + 8.3%「介護職員処遇改善加算 I」(12)】 + 【食事に係る自己負担額(13)】 + 【滞在に係る自己負担額(14)】 = お客様の合計負担額 (日額)					

※1) 上記料金表(15)については、1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割に該当する方もあります。その場合は二重下線の部分が2倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※2) 上記「介護職員処遇改善加算」8.3%を乗じた際、四捨五入等により多少の誤差が生じる場合があります。

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

- 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活サービス
サービス利用料及び、食費、居住費は全額お客様の負担となります。なお、各加算措置も同様です。
- 食費(1食あたり)
・朝食380円 ・昼食500円 ・夕食500円 (1日: 1,380円)
※上記は基本的な料金で、お客様の負担段階によって負担額は異なります。
- 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金、教養娯楽材料費等、お客様の日常生活に要する費用で、お客様にご負担いただくことが適当であるものについては、必要な費用をご負担いただきます。
- 理美容代
「理容サービス」につきましては、1ヶ月に2回、理容師の当施設への出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。
①総合調髪 2,300円 ②ヘアカット 1,300円
③髭剃り・顔剃り 1,300円 ④シャンプー 1,000円
※ご希望により、パーマ、髪染めもご利用いただけますので、ご相談ください。
※費用は理美容業者に直接、お支払いいただくこととなります。なお、ご希望により、お支払いのためのお手伝いを行うことができます。
- 交通費
通常の事業実施地域(北広島市、札幌市厚別区、白石区、清田区の区域)以外の地域にお住まいの方でサービスを利用する場合
・当事業所の車両を使用する場合: 自動車走行距離(km) × 20円/km。(1キロメートル未満の距離の端数は四捨五入)
- 電気料金
各個室には、テレビ、冷蔵庫を備え付けております。使用の際は電気料金のみお支払いいただきます。
①テレビの電気代 30円/1日 ②冷蔵庫の電気代 30円/1日
- その他のサービス
①コピー代(1枚につき、白黒10円、カラー30円)
(1) お客様から特に申し出があった書類を対象とします。
・個人ケア記録(介護記録、看護記録)など
(2) 介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。
・契約書 ・重要事項説明書 ・同意書 ・短期入所生活介護計画書など

料 金 表【介護予防短期入所生活介護】

【個室】

		要支援1	要支援2
1	サービス利用に係る費用	4,370円	5,430円
2	うち介護保険より給付される額	3,933円	4,887円
3	サービス利用に係る自己負担額	437円	543円
4	サービス提供体制強化加算(I)	18円 介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算	
5	加算合計額	18円 日常的にかかる加算額の合計	
6	サービス利用に係る自己負担合計額 (3+5) (日額)	455円	561円
7	療養食加算	8円 (該当者のみ：1食) 医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算	
8	若年性認知症利用者受入加算	120円 (該当者のみ：1日) 初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算	
9	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 (該当者のみ：1日、7日限度) 医師の判断で認知症等により在宅での生活が困難と判断された場合の緊急入所の場合	
10	送迎加算	184円 (1回) 送迎をご利用の際の料金	
11	介護職員処遇改善加算 I	(サービス利用に係る自己負担合計額(11)+その他該当加算額) × 8.3% 「介護職員処遇改善加算 I」	
食事に係る費用 (日額)			
12	負担段階第1段階	300円	
	負担段階第2段階	390円	
	負担段階第3段階	650円	
	負担段階第4段階	1,380円	
滞在に係る費用 (日額)			
13	負担段階第1段階	320円	
	負担段階第2段階	420円	
	負担段階第3段階	820円	
	負担段階第4段階	1,150円	
14	【(サービス利用に係る自己負担合計額(6)+その他該当加算額) + 8.3% 「介護職員処遇改善加算 I」 (11)】 + 【食事に係る自己負担額 (12)】 + 【滞在に係る自己負担額 (13)】 = お客様の合計負担額 (日額)		

※1) 上記料金表(14)については、1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割に該当する方もあります。その場合は二重下線の部分が2倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※2) 上記「介護職員処遇改善加算」8.3%を乗じた際、四捨五入等により多少の誤差が生じる場合があります。

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

1. 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活サービス
サービス利用料及び、食費、居住費は全額お客様の負担となります。なお、各加算措置も同様です。
2. 食費 (1食あたり)
・朝食380円 ・昼食500円 ・夕食500円 (1日：1,380円)
※上記は基本的な料金で、お客様の負担段階によって負担額は異なります。
3. 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金、教養娯楽材料費等、お客様の日常生活に要する費用で、お客様にご負担いただくことが適当であるものについては、必要な費用をご負担いただきます。
4. 理美容代
「理容サービス」につきましては、1ヶ月に2回、理容師の当施設への出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。
①総合調髪 2,300円 ②ヘアカット 1,300円
③髭剃り・顔剃り 1,300円 ④シャンプー 1,000円
※ご希望により、パーマ、髪染めもご利用いただけますので、ご相談ください。
※費用は理美容業者に直接、お支払いいただくことになります。なお、ご希望により、お支払いのためのお手伝いを行うことができます。
5. 交通費
通常の事業実施地域(北広島市、札幌市厚別区、白石区、清田区の区域)以外の地域にお住まいの方でサービスを利用する場合
・当事業所の車両を使用する場合：自動車走行距離(km) × 20円/km。(1キロメートル未満の距離の端数は四捨五入)
6. 電気料金
各個室には、テレビ、冷蔵庫を備え付けております。使用の際は電気料金のみお支払いいただきます。
①テレビの電気代 30円/1日 ②冷蔵庫の電気代 30円/1日
7. その他のサービス
①コピー代(1枚につき、白黒10円、カラー30円)
(1) お客様から特に申し出があった書類を対象とします。
・個人ケア記録(介護記録、看護記録)など
(2) 介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。
・契約書 ・重要事項説明書 ・同意書 ・短期入所生活介護計画書など